

延岡市内の事業者の皆さまへ

事業系廃棄物の適正な処理方法について

会社やお店などの事業活動により発生した「**事業系廃棄物**※1」は、法律に基づき事業者自らの責任によって適正に処理しなければなりません。

事業系廃棄物は、ごみの種類や事業者の業種により「**産業廃棄物**※2」と「**事業系一般廃棄物**」に分けられ、それぞれ処理の方法が異なります。



『**適正処理ガイドブック**』を参考にして適正に処理をしてください。

※1 事業系廃棄物は、**家庭ごみのステーションには出せません!!**



※2 産業廃棄物は、**延岡市清掃工場へは持ち込めません!!** 産業廃棄物の処理業者に依頼し適正に処理をしてください。

- 「**適正処理ガイドブック**」や「**延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者に関する最新情報**」につきましては、市のホームページをご確認ください。

確認方法

適正処理ガイドブック

その①：スマートフォンなどで右の2次元コードを読み取る。



その②：延岡市公式 HP (<https://www.city.nobeoka.miayazaki.jp/>) にアクセスし、トップページの **情報をさがす** から、**組織でさがす** > **市民環境部** > **クリーンセンター(資源対策課)** > **事業系ごみは家庭ごみと取り扱いが違います** > **事業系廃棄物の取り扱いについて** の順に進む。

延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者に関する最新情報

その①：スマートフォンなどで右の2次元コードを読み取る。



その②：延岡市公式 HP (<https://www.city.nobeoka.miayazaki.jp/>) にアクセスし、トップページの **情報をさがす** から、**組織でさがす** > **市民環境部** > **クリーンセンター(資源対策課)** > **事業系ごみは家庭ごみと取り扱いが違います** > **一般廃棄物(事業系)収集運搬許可業者一覧** の順に進む。

- 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者に関することは、「**一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会**」(TEL: 0985-26-6881) へお問い合わせください。

■ ■ ■ ■ ■ 適切な分別を徹底しましょう ■ ■ ■ ■ ■

延岡市清掃工場では、産業廃棄物等の搬入防止のため事業系ごみの展開検査を実施しています。分別が不十分であったり、産業廃棄物などの混入があった場合は、持ち帰りの措置や啓発指導をおこなっています。

<展開検査で発見された産業廃棄物の例>



PP バンド (廃プラスチック)



ビニールひも (廃プラスチック)



発泡スチロール (廃プラスチック)



洗剤容器 (廃プラスチック)



手袋 (廃プラスチック)



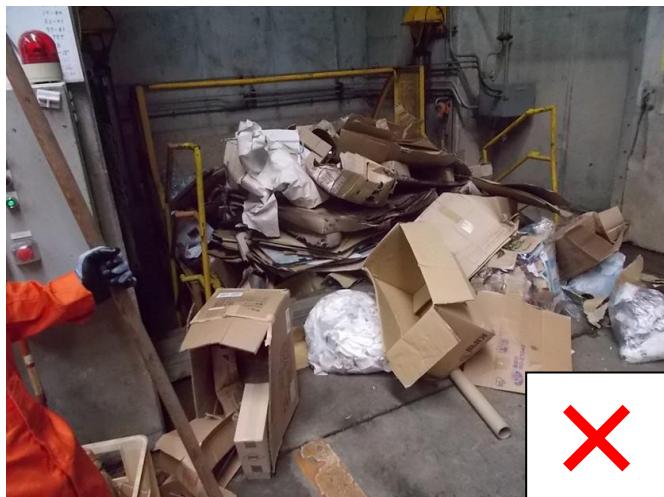
ファイル (廃プラスチック)

■ ■ ■ ■ 古紙類の再資源化にご協力ください ■ ■ ■ ■

燃やすごみとして搬入されるごみの中に、ダンボール等のリサイクル可能な古紙類の混入が多く見られます。古紙類については、可能な限り正しい分別をおこない再資源化にご協力ください。

汚れていない古紙類は、ダンボール、新聞紙、雑紙類（事務書類、書籍、雑誌、チラシ等）などの品目ごとにまとめて、ひもで束ねると、資源物としてリサイクルできます。

<燃やすごみのなかに混入したダンボール>



<リサイクル可能な分別方法>

